

既存エネルギー関係諸税と環境税

植田和弘（京都大学大学院経済学研究科）

本専門委員会の「当面の検討事項・諸点について」の「4. 既存エネルギー関係諸税との関係」に関しては、すでに前回の委員会において若干の拙文を参考資料として紹介いただいたところですが、追加のコメントも含めて若干意見を述べることにしたい。

1. 既存税制を所与として「炭素に価格をつける」という明確な政策目標の下で新たに環境税を導入するという考えは理論的にも明快で筋の通った議論である。政策課税としての環境税は排出量取引など他の環境政策手段との関係についても配慮する必要があり、環境政策手段間のポリシーミックスのあり方を具体的に検討する必要がある。
2. 既存税制とりわけエネルギー関係諸税はOECDの環境関連税制として位置づけられており、かつ次善の環境税という性質がある。その見直しが進行中であり、既存エネルギー関係諸税を地球温暖化防止に寄与する方向に改革することも考えられてよい。
3. その場合には地球温暖化防止のための税制改革を貫く基本理念が必要になる。ただ、エネルギー関係諸税はそれぞれの課税目的があり、課税対象等も異なる。そうした各税の課税根拠や課税原則との関係について留意する必要がある。
4. 既存エネルギー関係諸税を見直す場合の対象範囲も重要である。石油税から石油石炭税への改正時には、電源開発促進税の減税が同時に行われた。歳出のグリーン化もあわせて図られたが、エネルギー関係諸税の枠内での改革であった。対象種目や税収の用途も含めて見直す範囲を広げれば選択肢は拡大する。
5. エネルギー関係諸税は燃料種別で個別に課税されている（非課税の場合も含めて）ので、既存エネルギー関係諸税の環境税化を考えるとすれば燃料種別を横断して統一的に課税するという作業に取り組む必要がある。このことは既存エネルギー関係諸税の課税根拠や課税目的の見直しを伴うことにもなる。
6. 石油石炭税は経済に化石燃料をインプットする段階でほぼすべての化石燃料に課税されているので、この税率をCO₂排出量基準に組み換えればCO₂排出削減効果はあるはずで、効果の定量的分析が望まれる。
7. いわゆるガソリン税および電源開発促進税の評価と改革方向については前回委員会の参考資料を参照されたい。